

佐世保市監査委員公表第11号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

子ども未来部 分

令和7年3月27日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員 井 上 友 子



6 子 政 第 4 0 3 号
令和 7 年 3 月 2 1 日

佐世保市監査委員

宮 崎 祐 輔 様
赤 瀬 隆 彦 様
井 上 友 子 様

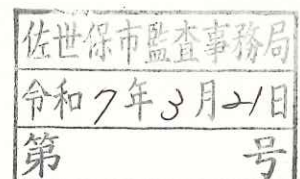
佐世保市長 宮 島 大



監査結果に対する措置について（通知）

令和 7 年 2 月 1 9 日付、佐世保市監査委員報告第 2 5 号で提出された監査結果報告
について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

以 上



措置通知書

子ども未来部 子ども政策課

報告を受けた事項	措置状況
1. 収入事務 ① 職員駐車場用地賃貸借料において、佐世保市財務規則第268条の2第1項で「令第171条の規定による督促は、納期限後20日以内に文書を発して行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。 2. 財産管理事務 ① 普通財産賃貸借契約に係る変更契約において、佐世保市文書規程第18条で「…契約…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案文書について総務課長の審査を受けていなかった。	規則は認識していましたが、確認不足により、職員駐車場用地賃貸借料の納付がされていなかったにもかかわらず、納期限後20日以内に督促を行っていませんでした。 今回の指摘を受け、債権管理マニュアルに基づき、納期限後、納入状況を確認し、納付がなかった場合は、電話連絡を行うようにしました。また、納期限15日後を目安に再度、納入状況の確認を行い、納付がなかった場合は、督促状の発送を行うよう周知徹底しました。 普通財産賃貸借契約に係る変更契約の様式については、審査対象外文書第291号の様式を使用し、その文言を一部変更していたため、総務課長の審査を要するものですが、文書規程の認識不足により、総務課長の審査を受けることなく、契約書を送付していたものです。 今回の指摘を受け、当該変更契約書に関し、総務課長へ総務課長審査を受けていなかったことについて、令和7年2月20日に第1報を報告し、その後、同年2月26日に総務課長へ報告書を提出いたしました。 今後については、グループウェア等での関係通知を確実に確認するとともに、本課に係る審査対象外指定文書の一覧表を作成し、契約時などに適宜確認を行い、総務課長の審査を受けるよう周知徹底しました。

措置通知書

子ども未来部 保育幼稚園課

報告を受けた事項	措 置 状 況
1. 契約事務 ① 給食ソフトウェア保守業務委託契約において、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第4条第6項で「指名競争入札等において、…契約の目的・内容により業務を委託することのできる名簿登録者又は資格者がいない場合に限り、名簿又は資格者に登録されていない者（以下この項において「登録外業者」という。）を指名することができる。この場合において、業務委託の発注課は、当該登録外業者の指名に関し契約課が行う名簿登録審査と同等の審査を行わなければならない。…」と規定されているにもかかわらず、登録外業者について名簿登録審査と同等の審査を行っていなかった。	基幹要綱の規定の認識不足により、名簿登録審査と同等の審査を行っていなかったものです。 指摘を受け、令和7年1月30日に契約の相手方から「登記事項証明書」及び「納税証明書」を受領し、審査を完了しました。 今後は、登録外業者の指名に関しては基幹要綱を再認識し、より慎重に契約事務を進めるよう周知徹底を図りました。

措置通知書

子ども未来部 すこやか子どもセンター

報告を受けた事項	措置状況
1. 契約事務 ① 佐世保市不妊治療費助成事業補助金において、佐世保市文書規程第18条で「…指令…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定を受けていない指令書に関する起案文書について、総務課長の審査を受けていなかった。	令和6年6月から開始した「佐世保市不妊治療費助成事業」の助成金交付決定時の交付起案において、総務課合議が必要であったものを認識不足により誤認し、総務課長の審査を受けないまま、助成金を交付していたものです。 今回の指摘を受け、当該交付決定に関し、総務課長へ総務課長審査を受けていなかったことについて、令和7年1月9日に第1報を報告し、同年1月16日に報告書を提出いたしました。 また、様式第3号「佐世保市不妊治療費助成事業交付決定通知書」、並びに様式第4号「佐世保市不妊治療費助成事業申請却下決定通知書」について、総務課の審査対象外指定の依頼書を提出し、令和7年1月10日付で審査対象外指定文書として決定を受けております。 今後については、グループウェア等での関係通知を確実に確認するとともに、本課に係る審査対象外指定文書の一覧表を作成し、新たな制度の導入時などに適宜確認を行い、総務課長の審査を受けるよう周知徹底しました。